

## ともしきえる保育園問題

一連の新聞報道等について

保育園問題に関する一連の新聞・テレビ報道においては、問題の根本的なことが報道されず、また事実に基づかない報道もあります。

この特集では、議会で行政執行部からの説明と、担当の文教厚生常任委員会での調査に基づき、「何が問題なのか」、整理したいと思います。



### 根本は待機児童問題

まず、この問題の根本には、待機児童問題があると考えます。みなさんは2年前の「保育園落ちた、日本死ね」のツイートに端を発した「保育園落ちたのは私だ」という運動が日本中に広がったことは覚えていてでしょうか。その後、認可保育園の増設等に対する助成の拡大や保育士の配置基準の改善、保育士全体の賃金の底上げによる処遇改善など、根本的解決のための対策がとられていないため、待機児童問題は未だに解決していません。

### 事実経過

認可保育園「こぼとゆがふ保育園」は、認可外保育園「こぼと保育園」とは関係のない、社会福祉法人による新たな認可園として設立されるものです。認可保育園新設後も認可外保育園は継続することになっていったため、西原町として、今回のケースは認可外保育園「こぼと保育園」から認可保育園「こぼとゆがふ保育園」への移行という認識には立っておらず、待機児童解消のための施設とすることで手続きを済ませました。

ところが、今年8月31日に、こぼと保育園側から保護者の方へ、経営が困難なため来年3月末をもって認可外の「こぼと保育園」を閉園するとの説明があったそうです。それで、保護者の方々は、役場担当課に駆け込み、町議会へ認可保育園における町外在住児童を含む全園児の在園児保障の陳情書を提出するなどの活動を行いました。

陳情を受け、町議会では、福祉・教育分野を所管する文教厚生常任委員会へ付託しました。

文教厚生常任委員会は、参考人として、保護者の方々を招き、保護者らの「こぼと保育園」の保育方針に対する熱い思いを聞きまし。それに対しては、委員全員が共感し、何とかしてあげたいと思いました。その後、担当課に行ったヒアリングで、西原町内の待機児童が231人（9月現在）もいるという説明を受けました。

文教厚生常任委員会としては、町内の待機児童に対し責任を持つべき町に対して、231人も町内に待機児童がいる中で、町外在住児童を含む在園児保障の陳情を採択することはできませんでした。

また、西原町ではこれまで広域入所も実施しており、来年度の申し込み状況をみて、空きがあれば入園を拒むものではないため、在住市町村を通じ、広域利用の申し込みの手続きは行ってほしい、とのことでした。

文教厚生常任委員会では、町と保育園には保育士の確保に全力を尽くしてもらい、町外在住児童の保護者の方々には在住自治体を通して西原町に申し込みを行うことを要望しました。

#### 「広域入所（こづいきにゆつしよ）」とは

勤め先の自治体、里帰り先の自治体など、居住地以外の自治体にある保育園へ子どもを預けること。

### 認可園と無認可園の違い

認可保育園は、児童福祉法に基づき、県が認可しており、保護者等の就労や疾病（しつぱい。病気などのこと）などにより保育が必要な児童を保育することを目的としています。入園を希望する場合は、保護者の居住する市町村に申し込みをします。保育料は所得に応じて市町村が決定し、市町村に納めます。

市町村は、児童福祉法第24条第1項に基づき、保育の実施義務があり、各市町村は待機児童解消を目指して、認可保育園の増設を行い、保育士確保のためにさまざまな努力を行っています。市町村間で格差も生まれています。このことについては、国や県による支援のさらなる拡充が必要だと考えます。

無認可人保育園（認可外）は、児童福祉法に基づき認可を受けていない施設で、保護者の就労や疾病など、保育必要な事由の有無に関係なく、児童は入所できます。保育を希望する保護者は、施設に直接申し込みます。保育料は、保育所施設で決定するため、料金も施設によって異なり、施設へ直接納めます。



### 文教厚生常任委員会委員長報告

陳情796号こぼと保育園からこぼとゆがふ保育園への認可園移行に伴う  
在園児への在園保障についての陳情

平成30年第5回西原町議会定例会において、当文教厚生常任委員会に付託された陳情について、本件は、こぼと保育園保護者一同（代表者又吉紀久美）から提出されたものです。当委員会は本件について、10月9日の委員会において、4名の保護者を招いて詳しく話を伺い、その後、担当課長・係長から話を伺った後、慎重に審議を行いました。

陳情事項としては、認可外保育園こぼと保育園から、こぼとゆがふ保育園への認可保育園への移行に際し、「こぼと」の在園児の住所が西原町内外を問わずに、卒園まで「こぼとゆがふ」にて保育を受けられるようにという内容でした。

#### 審査の内容と結果

こぼと保育園の保育のあり方に対する保護者の皆さんの熱い思いに対してすべての委員が共感し、何とかしてあげたいと思いました。しかしながら、認可外保育園こぼと保育園は存続させつつ、認可保育園こぼとゆがふ保育園を別法人で創設するとの手続きを行っており、町としては待機児童解消の目的での認可保育園です。今年、平成30年度開園予定が手続きの遅れで来年開園予定となっており、園の事情で認可外保育園こぼと保育園を来年3月で閉園との連絡が保護者へ8月31日にあったとのこと。町内の待機児童が現在231人という現状で、町外の児童の保障を約束することはできませんが、町としては、空きがあれば入園できるとのことです。

こぼとゆがふ保育園と町には、町内外を問わず待機児童解消のため保育士100%（120%保育可能）確保に全力を尽くすことを要請し、町外の保護者の方は、在住自治体と本町に申し込みを行うよう要望し、趣旨採択としました。

### 保育所建設と保育士待遇改善で待機児童ゼロへ

国及び地方公共団体が、児童福祉法における責任を果たすために、公立保育所または認可保育園建設を進めること、そして、保育士の配置基準を引き上げることによる賃上げ

等、保育士の待遇改善を行えば、待機児童ゼロの見通しがつき、どの子も保育を受ける権利が守られるのではないのでしょうか。